

綾瀬市生命保険契約等に基づく年金の税務上の取扱い変更に伴う国民健康保険税特別返還金支払要綱

(目的)

第1条 この要綱は、平成22年7月6日付け最高裁判所判決（平成20年（行ヒ）第16号）を受け、所得税における相続又は贈与等に係る生命保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いが変更されたことに伴い、個人住民税の総所得金額について変更前の取扱いによって国民健康保険税が算定されていた者が属する世帯の世帯主に対し、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により税額を減少させる賦課決定ができない年度（以下「賦課決定不能年度」という。）の国民健康保険税に係る還付金に相当する額（以下「特別返還金」という。）を支払うことにより、納税者の不利益を補填し、国民健康保険事業に対する信頼を維持することを目的とする。

(支払の根拠)

第2条 市長は、特別返還金を地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2の規定に基づき支出する。

(特別返還金の支払対象者)

第3条 市長は、「綾瀬市生命保険契約等に基づく年金に関する特別返還金取扱要綱」（以下「個人住民税特別返還金要綱」という。）第3条の規定に該当し、個人住民税に係る特別返還金（以下「個人住民税特別返還金」という。）が支給される者が属する世帯で、本来賦課されるべき額を超えた額の国民健康保険税を納付した世帯主又はその相続人に特別返還金を支払う。

(特別返還金の範囲)

第4条 特別返還金の額は、平成13年度以後の年度（賦課決定不能年度に限る。）の国民健康保険税還付金相当額とする。

(特別返還金の決定及び通知)

第5条 市長は、個人住民税特別返還金要綱により個人住民税特別返還金の支払いが決定した者の属する世帯について、国民健康保険の加入履歴及び保険税の賦課・収納状況を確認し、特別返還金の対象となる場合には、国民健康保険税特別返還金決定通知書（別記様式）により世帯主又はその相続人に対し通知するものとする。

(特別返還金の支払い)

第6条 市長は、前条の規定により通知したときは、速やかに特別返還金を支払うものとする。

(委任)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

国民健康保険税特別返還金決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



「綾瀬市生命保険契約等に基づく年金に関する特別返還金」の支払決定に伴う、国民健康保険税の特別返還金について、次のとおり決定しましたので通知します。

支払金額 \_\_\_\_\_ 円

(内訳)

年 度	特別返還金の額
平成 年度	円
平成 年度	円
平成 年度	円
平成 年度	円
平成 年度	円
平成 年度	円
平成 年度	円
備 考	

(事務担当は、 )